

**ＩＰ通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
附 則（平成23年 5 月11日東経企営第11－18号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年 5 月16日から実施します。 <u>ただし、メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものに係る ＩＰ通信網サービスに関する部分（東経企営第10-165号（平成23年 1 月28日）の附則第 3 項から第10項及びこの附則の第 5 項から第 7 項を除きます。）については、平成23年 6 月 1 日から実施します。</u> （経過措置） 2 ～ （略） 4 5 <u>平成23年 5 月16日から平成23年 5 月31日までの間にメニュー 5 に係る ＩＰ通信網契約者から、その ＩＰ通信網サービスについて、メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものに係る ＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成23年11月30日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー 5－1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3－1 のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー 5－2 のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> （その他） 6 ～ （略） 9	附 則（平成23年 5 月11日東経企営第11－18号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年 5 月16日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4 5 <u>削除</u> （その他） 6 ～ （略） 9
附 則（平成23年5月31日東経企営第11－33号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 9 10 <u>平成23年 6 月 1 日から平成23年 9 月30日までの間にメニュー 5 に係る ＩＰ通信網契約者から、その ＩＰ通信網サービスについて、メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものに係る ＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年 3 月31日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー 5－1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3－1 の</u>	附 則（平成23年5月31日東経企営第11－33号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 9 10 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新
もの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー５－２のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。)は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。 11 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成23年６月１日から平成23年９月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。</u> 12 ～ （略） 21	11 削除 12 ～ （略） 21
附 則（平成23年９月29日東経企管第11－117号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 9 10 <u>平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年８月31日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー５－１の100Mb/sの品目のものにおけるプラン３－１のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー５－２のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。</u> 11 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成23年10月１日から平成24年２月29日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、</u>	附 則（平成23年９月29日東経企管第11－117号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成23年10月１日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 9 10 削除 11 削除

新旧対照

旧	新
<u>この附則の第10項の規定を適用しません。</u> 12 ～ (略) 21	12 ～ (略) 21
附 則（平成24年 2 月27日東経企営第11－191号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年 3 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略) 8 9 <u>平成24年 3 月 1 日から平成24年 5 月31日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスについて、メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成24年11月30日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー 5－1 の100Mb/sの品目のものにおけるプラン 3－1 のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー 5－2 のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> 10 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成24年 3 月 1 日から平成24年 5 月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第 9 項の規定を適用しません。</u> 11 ～ (略) 15	附 則（平成24年 2 月27日東経企営第11－191号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年 3 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略) 8 9 削除 10 削除 11 ～ (略) 15
附 則（平成24年 5 月29日東経企営第12－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略)	附 則（平成24年 5 月29日東経企営第12－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 ～ (略)

新旧対照

旧	新
8	8
9 <u>平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年2月28日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u>	9 削除
10 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成24年6月1日から平成24年8月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。</u>	10 削除
11 ～（略） 23	11 ～（略） 23
附 則（平成24年8月30日東経企第12-88号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～（略） 9	附 則（平成24年8月30日東経企第12-88号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～（略） 9
10 <u>平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合（その工事と同時にメニュー5-1の100Mb/sの品目のものにおけるプラン3-1のもの若しくは200Mb/sの品目のもの又はメニュー5-2のものに係る契約者回線の移転の工事を行う場合を除きます。）は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u>	10 削除
11 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であ</u>	11 削除

新旧対照

旧	新
って当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。 （メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目変更に係る利用料金の割引） 12 平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間にメニュー５に係るＩＰ通信網契約者（メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２型のを除きます。）から、そのＩＰ通信網サービスについて、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年7月31日までにその変更があった場合は、1か月間（この附則の第5項の適用を受ける場合は、その適用が終了する日の翌日から起算して1か月間）の利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2－5に規定する額に代えて、0円を適用します。 13 当社は、この附則の第12項の適用を受けた者が、その契約者回線について、平成24年9月1日から平成25年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、そのメニュー５－２に係る利用料について、この附則の第12項の規定を適用しません。 14 ～ （略） 26	12 削除 13 削除 14 ～ （略） 26
附 則（平成25年1月31日東経企管第12－159号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。 ただし、料金表別表3（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定するメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスの利用料の減額の適用に関する部分については、平成25年3月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）	附 則（平成25年1月31日東経企管第12－159号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。 ただし、料金表別表3（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用）に規定するメニュー５－２に係るＩＰ通信網サービスの利用料の減額の適用に関する部分については、平成25年3月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引）

新旧対照

旧	新
8 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型の I P 通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5（提供の形態による細目がⅡ－2型及びⅡ－3型ものを除きます。）に係る I P 通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> (4) （略） 9 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。</u> 10 ～ （略） 15	8 平成25年2月1日から平成25年4月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成25年10月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－2型のもの及び料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型の I P 通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 (4) （略） 9 削除 10 ～ （略） 15
附 則（平成25年4月30日東経企営第13－13号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービス	附 則（平成25年4月30日東経企営第13－13号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に次に掲げる I P 通信網サービス

新旧対照

旧	新
の品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5（提供の形態による細目がⅡ－2型及びⅡ－3型ものを除きます。）に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> (4) （略） 9 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、平成25年5月1日から平成25年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。</u> 10 ～ （略） 14	の品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 (4) （略） 9 削除 10 ～ （略） 14
附 則（平成25年9月30日東経企第13－96号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行	附 則（平成25年9月30日東経企第13－96号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行

新旧対照

旧	新
ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> (4) （略） 9 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り。）を受けた者が、その契約者回線について、平成25年10月1日から平成26年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限り。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。</u> 10 ～ （略） 16	ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 (4) （略） 9 削除 10 ～ （略） 16
附 則（平成26年1月31日東経企第13－153号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 5 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 6 <u>当社は、契約の申込者（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限り。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による	附 則（平成26年1月31日東経企第13－153号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 5 6 削除

新旧対照

旧	新
<u>細目がⅡ－２型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成26年12月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に申込みがあったもの</u> (3) 割引の適用 <u>ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ アの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 7 （略） 8 （略） （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機	7 （略） 8 （略） （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 平成26年２月１日から平成26年６月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年12月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機

新旧対照

旧	新
等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの又はメニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5（提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。）に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> (4) 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー5（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るIP通信網サービスへの品目等の変更 10 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成26年2月1日から平成26年6月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。</u> 11 ～（略） 15	等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの又はメニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 (4) 無線アクセス認証機能対応型無線LAN対応ルータ装置の利用の請求と同時に申出があったメニュー5（提供の形態による細目がⅠ型ものに限ります。）に係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの（1Gb/sの品目のものを除きます。）に係るIP通信網サービスへの品目等の変更 10 削除 11 ～（略） 15
附 則（平成26年6月30日東経企第14-47号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～（略） 5 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 6 <u>当社は、契約の申込者（この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるものに限ります。）から、申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u>	附 則（平成26年6月30日東経企第14-47号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～（略） 5 6 削除

新旧対照

旧	新
(1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、割引対象期間内にその契約者回線について、割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ アの場合において、当社は、割引対象期間内にＩＰ通信網契約者から、その契約者回線について、割引対象サービスの品目等への変更があった場合は、変更があった日から変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 7 （略） 8 （略） （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３	7 （略） 8 （略） （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 平成26年７月１日から平成26年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年３

新旧対照

旧	新
月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型（通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5－1（提供の形態による細目がⅠ型又はⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> (4) （略） 10 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。</u> 11 ～ （略） 15	月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型（通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 (4) （略） 10 削除 11 ～ （略） 15
附 則（平成26年9月30日東経企営第14－104号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4	附 則（平成26年9月30日東経企営第14－104号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4

新旧対照

旧	新
<u>(メニュー５に係る利用料金の割引)</u> 5 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年５月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ この附則の第３項又は第４項に規定する割引の適用を受けるもの ウ 平成26年10月１日から平成26年11月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。	5 削除

新旧対照

旧	新
6 ～ (略) 9 (メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引) 10 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1(通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型(通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。)のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5-1(提供の形態による細目がⅠ型又はⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。)のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 11 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第10項の規定を適用しません。</u> 12 ～ (略) 18	6 ～ (略) 9 (メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引) 10 平成26年10月1日から平成26年11月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年5月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1(通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-1型(通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。)のもの又はメニュー5-2(提供の形態による細目がⅡ-2型のものを除きます。)のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 11 削除 12 ～ (略) 18

新旧対照

旧	新
附 則（平成26年11月28日東経企営第14－134号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 5 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。 <u>（1）定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成27年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。 <u>（2）承諾</u> 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ この附則の第3項又は第4項に規定する割引の適用を受けるもの ウ 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に申込みがあったもの <u>（3）割引の適用</u> ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。	附 則（平成26年11月28日東経企営第14－134号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。 （経過措置） 2 ～ （略） 4 5 削除

新旧対照

旧	新
<u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 6 （略） 7 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型（通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) <u>メニュー5－1（提供の形態による細目がⅠ型又はⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 9 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。</u>	6 （略） 7 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（通信の態様による細目がプラン3のものであって、料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けていないものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－1型（通信の態様による細目がプラン4又はプラン5のものを除きます。）のもの又はメニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (3) 削除 9 削除

新旧対照

旧	新
10 ～ (略) 19	10 ～ (略) 19
附 則（平成27年 1 月28日東経企営第14－167号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー 5 に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) <u>定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5－1 のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2－5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ <u>割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> ウ <u>契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> エ <u>この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成27年 9 月30 日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) <u>承諾</u> 当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア <u>その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成27年 2 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に申込みがあったもの</u> (3) <u>割引の適用</u> ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの</u>	附 則（平成27年 1 月28日東経企営第14－167号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新
<u>割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の設置、移転又は品目等の変更に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 <u>平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間にメニュー5-1（提供の形態による細目がⅠ型又はⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のもの又はメニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-2型のを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年9月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> 9 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年2月1日から平成27年3月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第8項の規定を適用しません。</u>	4 削除 （メニュー5の設置、移転又は品目等の変更に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 7 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 8 削除 9 削除 10

新旧対照

旧	新
～ (略) 14	～ (略) 14
附 則（平成27年3月31日東経企営第14－225号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 (略) （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ <u>割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> ウ <u>契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> エ <u>この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成28年1月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に申込みがあったもの</u> (3) 割引の適用 ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対</u>	附 則（平成27年3月31日東経企営第14－225号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。 （経過措置） 2 (略) 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年1月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－2型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年4月1日から平成27年7月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。</u>	4 削除 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 削除 7 削除

新旧対照

旧	新
8 ～ (略) 10	8 ～ (略) 10
附 則（平成27年 7月22日東経企営第15－77号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年 8月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー 5 に係る利用料金の割引）</u> 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5－1 のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2－5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ <u>割引対象期間は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> ウ <u>契約の申込者は、当社がその I P 通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> エ <u>この割引の適用を受ける I P 通信網契約に係る契約者回線は、平成28年 3 月31 日までに当社がその提供を開始したものに限ります。</u> (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成27年 8 月 1 日から平成27年 9 月30日までの間に申込みがあったもの</u> (3) 割引の適用 ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの</u>	附 則（平成27年 7月22日東経企営第15－77号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年 8月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5-1（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年8月1日から平成27年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回</u>	4 削除 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 削除 7 削除

新旧対照

旧	新
<u>線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。</u> 8 ～ (略) 10	8 ～ (略) 10
附 則（平成27年9月30日東経企第15－125号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) <u>定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ <u>割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> ウ <u>契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> エ <u>この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年6月30日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) <u>承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に申込みがあったもの</u> (3) <u>割引の適用</u> ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の</u>	附 則（平成27年9月30日東経企第15－125号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 <u>削除</u>

新旧対照

旧	新
<u>品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年6月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5-1（提供の形態による細目がⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものを除きます。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-2型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成27年10月1日から平成27年12月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行っ</u>	4 削除 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 削除 7 削除

新旧対照

旧	新
<u>たと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。</u> 8 ～ (略) 10	8 ～ (略) 10
附 則（平成27年12月24日東経企営第15－164号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ <u>この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年8月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に申込みがあったもの</u> (3) 割引の適用	附 則（平成27年12月24日東経企営第15－164号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年8月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1（提供の形態による細目がⅠ型又はⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5-2（提供の形態による細目がⅡ-1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成28年1月1日から平成28年2月29日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形	4 削除 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 削除 7 削除

新旧対照

旧	新		
<u>態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更に係るものに限り、</u>を行っ たと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回 線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第６項の規定を適用しません。 8 ～ （略） 10	8 ～ （略） 10		
附 則（平成28年２月29日東経企第15－224号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供さ れている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提 供されている契約者回線とみなして取り扱います。</u> <table border="1" data-bbox="197 708 1061 813"><tr><td>メニュー５における提供の形態によ る細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ 通信網サービス</td><td>メニュー５における提供の形態による細目 がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サ ービス</td></tr></table> 4 削除 （その他） 5 ～ （略） 8	メニュー５における提供の形態によ る細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ 通信網サービス	メニュー５における提供の形態による細目 がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サ ービス	附 則（平成28年２月29日東経企第15－224号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除 4 削除 （その他） 5 ～ （略） 8
メニュー５における提供の形態によ る細目がⅡ－２型のものに係るＩＰ 通信網サービス	メニュー５における提供の形態による細目 がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サ ービス		
附 則（平成28年２月29日東経企第15－226号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー５に係る利用料金の割引）</u> 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割 引を適用します。 <u>(1) 定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による 細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいま す。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以	附 則（平成28年２月29日東経企第15－226号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成28年３月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除		

新旧対照

旧	新
下この項において「割引対象期間」といいます。)におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金(料金表第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2(料金額)の2-5(メニュー5に関する利用料金)に規定する利用料(基本料に係る部分に限ります。)に限ります。以下この項において同じとします。)について、500円(税込価格540円)(以下この項において「割引額」といいます。)を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成28年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成28年3月1日から平成28年5月31日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5(端数処理)の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第3項の規定を適用しません。	4 削除

新旧対照

旧	新
(メニュー５の移転に係る工事費の割引) 5 (略) (メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引) 6 平成28年３月１日から平成28年５月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成28年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。 (1) メニュー５－１（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－１型のものであって、通信の態様による細目がプラン３のもの又はⅡ－２－２型のものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－１型のものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成28年３月１日から平成28年５月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第６項の規定を適用しません。 8 ～ (略) 10	(メニュー５の移転に係る工事費の割引) 5 (略) (メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引) 6 削除 7 削除 8 ～ (略) 10
附 則（平成28年５月31日東経企第16－044号） (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (メニュー５に係る利用料金の割引) 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。 (1) 定義等	附 則（平成28年５月31日東経企第16－044号） (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年６月１日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円(税込価格 540円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成28年６月１日から平成28年９月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の	4 削除

新旧対照

旧	新
<u>第3項の規定を適用しません。</u> (メニュー5の移転に係る工事費の割引) 5 (略) <u>(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)</u> 6 平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1(提供の形態による細目がI型若しくはII-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はII-2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5-2(提供の形態による細目がII-1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成28年6月1日から平成28年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。 (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 8 (略) 9 (略)	(メニュー5の移転に係る工事費の割引) 5 (略) 6 削除 7 削除 (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 8 (略) 9 (略)
附 則(平成28年9月29日東経企営第16-132号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(メニュー5に係る利用料金の割引)</u> 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。	附 則(平成28年9月29日東経企営第16-132号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
(1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年７月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成28年10月１日から平成29年１月31日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所が	4 削除

新旧対照

旧	新
<u>その解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> (メニュー5の移転に係る工事費の割引) 5 (略) <u>(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)</u> 6 平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成29年7月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5-1(提供の形態による細目がI型若しくはII-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はII-2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5-2(提供の形態による細目がII-1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更 7 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、平成28年10月1日から平成29年1月31日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。 (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 8 (略) 9 (略)	(メニュー5の移転に係る工事費の割引) 5 (略) 6 削除 7 削除 (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 8 (略) 9 (略)
附 則 (平成28年1月26日東経企営第16-208号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(メニュー5に係る利用料金の割引)</u>	附 則 (平成28年1月26日東経企営第16-208号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

新旧対照

旧	新
3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。</u> (1) <u>定義等</u> ア <u>「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> イ <u>割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> ウ <u>契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> エ <u>この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成29年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) <u>承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>平成29年２月１日から平成29年５月31日までの間に申込みがあったもの</u> (3) <u>割引の適用</u> ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> イ <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> ウ <u>当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> エ <u>当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>	3 削除

新旧対照

旧	新
4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 29 年 11 月 30 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> <u>(1) メニュー 5－1（提供の形態による細目が I 型若しくは II－1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のもの又は II－2－2 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－1 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー 5－2（提供の形態による細目が II－1 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－2 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 6 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）	4 削除 （メニュー 5 の移転に係る工事費の割引） 5 （略） 6 削除 7 削除 （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）
附 則（平成 29 年 5 月 30 日東経企第 17－36 号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置）	附 則（平成 29 年 5 月 30 日東経企第 17－36 号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置）

新旧対照

旧	新
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(メニュー５に係る利用料金の割引)</u> 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成30年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成29年６月１日から平成29年９月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合	2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 30 年 3 月 31 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> (1) <u>メニュー 5－1（提供の形態による細目が I 型若しくは II－1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のもの又は II－2－2 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－1 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> (2) <u>メニュー 5－2（提供の形態による細目が II－1 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－2 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 6 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）	4 <u>削除</u> （メニュー 5 の移転に係る工事費の割引） 5 （略） 6 <u>削除</u> 7 <u>削除</u> （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（平成29年9月28日 東経企管第17－119号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する利用料金の割引を適用します。 <u>(1) 定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ウ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 エ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。 <u>(2) 承諾</u> 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に申込みがあったもの <u>(3) 割引の適用</u> ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目	附 則（平成29年9月28日 東経企管第17－119号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5-1（提供の形態による細目がI型若しくはII-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はII-2-2型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5-2（提供の形態による細目がII-1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がII-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 7 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成29年10月1日から平成30年1月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がII-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第6項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）	4 削除 （メニュー5の移転に係る工事費の割引） 5 （略） 6 削除 7 削除 （メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（平成30年1月30日 東営企第17-169号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目がⅡ-2-1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,720円） （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）の場合はそれぞれ0円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成30年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するも	附 則（平成30年1月30日 東営企第17-169号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>のである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(９)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 平成30年２月１日から平成30年５月31日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。</u> （メニュー５の移転に係る工事費の割引） 5 （略） （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 6 <u>平成30年２月１日から平成30年５月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成30年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、それぞれ０円を適用します。</u> <u>(1) メニュー５－１（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－１型のものであって、通信の態様による細目がプラン３のもの又はⅡ－２－２型のものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－１における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－１型のものに限ります。）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更</u>	4 削除 （メニュー５の移転に係る工事費の割引） 5 （略） 6 削除

新旧対照

旧	新
7 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成30年2月1日から平成30年5月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 6 項の規定を適用しません。 （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）	7 削除 （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 8 （略） 9 （略）
附 則（平成30年5月30日東経企管第18－33号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー 5 に係る利用料金の割引） 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の 2 種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5－1 のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2－5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円(税込価格 540円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格 9,720円) （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,160円)の場合はそれぞれ 0 円	附 則（平成30年5月30日東経企管第18－33号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、平成31年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。 （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 8 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 9 平成30年６月１日から平成30年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年3月	4 削除 （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 8 9 削除

新旧対照

旧	新
31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はⅡ－2－2型のものに限ります。）のものに係るⅠP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るⅠP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限ります。）のものに係るⅠP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るⅠP通信網サービスへの品目等の変更 10 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたⅠP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第9項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引） 11 （略） 12 （略）	10 削除
附 則（平成30年9月28日東経企営第18－110号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 当社は、<u>契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るⅠP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るⅠP	附 則（平成30年9月28日東経企営第18－110号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格540円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。</u> <u>（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,720円）</u> <u>（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,160円）の場合はそれぞれ0円</u> <u>ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> <u>(2) 承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>	

新旧対照

旧	新
4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。</u> 5 ～ （略） 13 <u>（メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引）</u> 14 <u>平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 31 年 7 月 31 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> <u>(1) メニュー 5－1（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のもの又はⅡ－2－2 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－1 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー 5－2（提供の形態による細目がⅡ－1 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－2 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> 15 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 14 項の規定を適用しません。</u> <u>（メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引）</u> 16 （略） 17 （略）	4 削除 5 ～ （略） 13 14 削除 15 削除 <u>（メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引）</u> 16 （略） 17 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（平成31年1月29日東経企営第18－173号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円） （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、平成31年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、適用されます。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に	附 則（平成31年1月29日東経企営第18－173号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 平成31年2月1日から平成31年5月31日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 14 <u>平成31年2月1日から平成31年5月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成31年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はⅡ－2－2型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u>	4 削除 （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 14 削除

新旧対照

旧	新
15 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、平成31年2月1日から平成31年5月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。</u> <u>（メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引）</u> 16 （略） 17 （略）	15 削除 （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）
附 則（令和元年 5 月 29 日東経企管第 19－22 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー 5 に係る利用料金の割引）</u> 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の 2 種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</u> (1) 定義等 <u>ア 「利用料金の割引」とは、メニュー 5－1 のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係る I P 通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの利用料金（料金表第 1 表第 1 類第 1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の 2－5（メニュー 5 に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500 円（税込価格 550 円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。</u> <u>（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は 9,000 円（税込価格 9,900 円）</u> <u>（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円（税込価格 2,200 円）の場合はそれぞれ 0 円</u>	附 則（令和元年 5 月 29 日東経企管第 19－22 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。 （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 14 令和元年６月１日から令和元年９月30日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和２年３	4 削除 （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 14 削除

新旧対照

旧	新
月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 (1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの又はⅡ－2－2型のものに限ります。）のものに係るⅠP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るⅠP通信網サービスへの品目等の変更 (2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限ります。）のものに係るⅠP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るⅠP通信網サービスへの品目等の変更 15 当社は、限定された期間内に申し込まれたⅠP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和元年6月1日から令和元年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。（メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）	15 削除 （メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）
附 則（令和元年9月30日東企営第19－123号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るⅠP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るⅠP	附 則（令和元年9月30日東企営第19－123号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。</u> <u>（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）</u> <u>（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円</u> <u>ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和2年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> <u>(2) 承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 令和元年10月1日から令和2年1月31日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u>	

新旧対照

旧	新
4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 <u>（メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引）</u> 14 <u>令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 2 年 7 月 31 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</u> (1) <u>メニュー 5－1（提供の形態による細目が I 型若しくは II－1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のもの又は II－2－2 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－1 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> (2) <u>メニュー 5－2（提供の形態による細目が II－1 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－2 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更</u> 15 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までの間に品目等の変更の請求（メニュー 5 における提供の形態による細目が II－2－1 型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第 14 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）	4 削除 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 14 削除 15 削除 （メニュー 5 の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（令和２年１月29日東企営第19－193号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー５に係る利用料金の割引）</u> 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の２種類があり、契約者はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円） （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 <u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。</u> エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和２年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択す</u>	附 則（令和２年１月29日東企営第19－193号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
る申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 （メニュー 5 の品目等の変更に係る工事費の割引） 14 令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間に次に掲げる I P 通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 2 年 11 月 30 日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2－5 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 (1) メニュー 5－1（提供の形態による細目がⅠ型若しくはⅡ－1 型のものであって、通信の態様による細目がプラン 3 のもの又はⅡ－2－2 型のものに限ります。）のものに係る I P 通信網サービスから、メニュー 5－1 における提供の形態による細目がⅡ－2－1 型のものに係る I P 通信網サービスへの品目等の変更	4 削除 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13 14 削除

新旧対照

旧	新
(2) <u>メニュー５－２（提供の形態による細目がⅡ－１型のものに限り、）のものに係るＩＰ通信網サービスから、メニュー５－２における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものに係るＩＰ通信網サービスへの品目等の変更</u> 15 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限り、）を受けた者が、その契約者回線について、令和２年２月１日から令和２年５月３１日までの間に品目等の変更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更に係るものに限り、）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。</u> （メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）	15 削除 （メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引） 16 （略） 17 （略）
附 則（令和２年５月２５日東経企第20－25号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和２年６月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー５に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の２種類があり、契約者はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限り、）に限り、）に限り、以下この項において同じとします。）について、500円(税込価格 550円)（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア）屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円(税込価格 9,900円)	附 則（令和２年５月２５日東経企第20－25号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和２年６月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー５に係る利用料金の割引） 3 削除

新旧対照

旧	新
(イ) <u>屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円(税込価格 2,200円)の場合はそれぞれ0円</u> ウ <u>「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。</u> エ <u>契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> オ <u>この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> (2) <u>承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> ア <u>そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> イ <u>令和２年６月１日から令和２年９月30日までの間に申込みがあったもの</u> (3) <u>割引の適用</u> ア <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> イ <u>当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> ウ <u>当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> エ <u>当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。</u>	4 削除

新旧対照

旧	新
5 ～ (略) 15 <u>(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)</u> 16 <u>令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年3月31日までにその変更の工事(契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。)を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)</u>について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 <u>(1) メニュー5-1(提供の形態による細目がⅡ-1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの(10Gb/sのものを除きます。)又はⅡ-2-2型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-1における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5-2(提供の形態による細目がⅡ-1型のものに限ります。)のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5-2における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 17 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用(メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更の工事に係るもの又はその変更と同時の移転の工事に係るものに限ります。)を受けた者が、その契約者回線について、令和2年6月1日から令和2年9月30日までの間に品目等の変更の請求(メニュー5における提供の形態による細目がⅡ-2-1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。)を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。</u> (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 18 (略) 19 (略)	5 ～ (略) 15 16 削除 17 削除 (メニュー5の回線接続装置に係る利用料金の割引) 18 (略) 19 (略)
附 則 (令和2年9月30日東経企営第20-104号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (メニュー5に係る利用料金の割引) 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による</u>	附 則 (令和2年9月30日東経企営第20-104号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (メニュー5に係る利用料金の割引) 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</u> <u>(1) 定義等</u> <u>ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5-1のものであって、提供の形態による細目がⅡ-2-1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。</u> <u>（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）</u> <u>（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円</u> <u>ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。</u> <u>エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和3年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。</u> <u>(2) 承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの</u>	

新旧対照

旧	新
<u>割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> 5 ～ （略） 14 <u>（メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引）</u> 15 令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和3年7月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 <u>(1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの（10Gb/sのものを除きます。）又はⅡ－2－2型のものに限り。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限り。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 16 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和2年10月1日から令和3年1月31日までの間に品目等の変</u>	4 削除 5 ～ （略） 14 15 削除 16 削除

新旧対照

旧	新
<u>更の請求（メニュー５における提供の形態による細目がⅡ－２－１型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第16項の規定を適用しません。</u> （メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引） 17 （略） 18 （略）	（メニュー５の回線接続装置に係る利用料金の割引） 17 （略） 18 （略）
附 則（令和３年１月22日東経企営第20－145号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー５に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の２種類があり、契約者はあらかじめいずれか１つを選択していただきます。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア）屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円） （イ）屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ０円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 <u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転</u>	附 則（令和３年１月22日東経企営第20－145号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和３年２月１日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー５に係る利用料金の割引） 3 削除

新旧对照

旧	新
があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和３年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限り。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。 ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。 エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。 4 当社は、限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。 5 ～ （略） 14 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 15 令和３年２月１日から令和３年５月31日までの間に次に掲げるＩＰ通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和３年11月30日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行	4 削除 5 ～ （略） 14 （メニュー５の品目等の変更に係る工事費の割引） 15 削除

新旧対照

旧	新
<u>ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの（10Gb/sのものを除きます。）又はⅡ－2－2型のものに限り。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限ります。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 16 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和3年2月1日から令和3年5月31日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。</u> 17 ～（略） 19	16 削除 17 ～（略） 19
附 則（令和3年5月28日東経企第21－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（メニュー5に係る利用料金の割引）</u> 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。</u> <u>(1) 定義等</u> ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP	附 則（令和3年5月28日東経企第21－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。</u> <u>イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。</u> <u>（ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円）</u> <u>（イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円</u> <u>ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。</u> <u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。</u> <u>エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和4年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り。</u> <u>(2) 承諾</u> <u>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u>	

新旧対照

旧	新
<u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 12 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 13 <u>令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に次に掲げるIP通信網サービスの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和4年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴うものを除きます。）を行ったときは、品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2～5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> <u>(1) メニュー5－1（提供の形態による細目がⅡ－1型のものであって、通信の態様による細目がプラン3のもの（10Gb/sのものを除きます。）又はⅡ－2－2型のものに限り。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－1における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> <u>(2) メニュー5－2（提供の形態による細目がⅡ－1型のものに限り。）のものに係るIP通信網サービスから、メニュー5－2における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものに係るIP通信網サービスへの品目等の変更</u> 14 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更の工事に係るものに限ります。）を受けた者が、その契約者回線について、令和3年6月1日から令和3年9月30日までの間に品目等の変更の請求（メニュー5における提供の形態による細目がⅡ－2－1型のものへの品目等の変更に係るものに限ります。）を行ったと当社が認める場合は、その品目等の変更に係る基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。</u> 15 （略）	4 削除 （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 12 （メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引） 13 削除 14 削除 15 （略）

新旧対照

旧	新
附 則（令和3年9月29日東経企営第21－106号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の2種類があり、契約者はあらかじめいずれか1つを選択していただきます。 (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るIP通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第2表第2の2－5に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円） （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和4年7月31日までに当社がその提供を開始したものに限りします。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込者からこの割引を選択す	附 則（令和3年9月29日東経企営第21－106号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年10月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>る申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア その I P 通信網サービスの提供開始と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (9) に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に申込みがあったもの</u> <u>(3) 割引の適用</u> <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 <u>当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除があった日から起算して 1 年未満の間に、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第 3 項の規定を適用しません。</u> （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 15	4 削除 （メニュー 5 の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 15
附 則（令和 4 年 1 月 31 日東経企令第 21－178 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー 5 に係る利用料金の割引） 3 <u>当社は、契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する選択制による割引を適用します。この割引には「利用料金の割引」と「基本工事費等の割引」の 2 種類があり、契約者はあらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</u> <u>(1) 定義等</u>	附 則（令和 4 年 1 月 31 日東経企令第 21－178 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
ア 「利用料金の割引」とは、メニュー５－１のものであって、提供の形態による細目がⅡ－２－１型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るＩＰ通信網契約の申込者の申出により、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー５に係るＩＰ通信網サービスの利用料金（料金表第１表第１類第１（臨時ＩＰ通信網契約以外の契約に関するもの）２（料金額）の２－５（メニュー５に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「基本工事費等の割引」とは、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）について、料金表第２表第２の２－５に規定する額に代えて、以下の料金を適用することをいいます。 （ア） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴う場合は9,000円（税込価格 9,900円） （イ） 屋内配線設備の部分に係る工事を伴わない場合又はその契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が2,000円（税込価格 2,200円）の場合はそれぞれ0円 ウ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのＩＰ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、23か月後の料金月の末日までとします。 ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。 エ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、ア又はイに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。 オ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和４年11月30日までに当社がその提供を開始したものに限りま。 (2) 承諾 当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。 ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの イ 令和４年２月１日から令和４年５月31日までの間に申込みがあったもの (3) 割引の適用 ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。 イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところによ	

新旧対照

旧	新
<u>り割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、メニュー5に係るIP通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第3項の規定を適用しません。</u> （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13	4 削除 （メニュー5の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13
附 則（令和4年5月30日東経企管第22－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （メニュー5に係る利用料金の割引） 3 当社は、<u>契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する「利用料金の割引」を適用します。</u> (1) 定義等 ア 「利用料金の割引」とは、メニュー5－1のものであって、提供の形態による細目がⅡ－2－1型のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込者の申出により、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるメニュー5に係るIP通信網サービスの利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2－5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、500円（税込価格 550円）（以下この項において「割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。 イ 「利用料金の割引」の割引対象期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。	附 則（令和4年5月30日東経企管第22－32号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除

新旧対照

旧	新
<u>ただし、割引対象サービスの移転があった場合の割引対象期間については、移転があった日を起算日として、移転前の割引対象サービスに係る割引対象期間の満了日までとします。</u> <u>ウ 契約の申込者は、当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引を選択する申出を行っていただきます。</u> <u>エ この割引の適用を受けるＩＰ通信網契約に係る契約者回線は、令和５年３月31日までに当社がその提供を開始したものに限ります。</u> (2) 承諾 <u>当社は、割引対象サービスに係るＩＰ通信網契約の申込者からこの割引を選択する申出があったときは、その申出のあったＩＰ通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</u> <u>ア そのＩＰ通信網サービスの提供開始と同時に料金表第１表第１類第１の１(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</u> <u>イ 令和４年６月１日から令和４年９月30日までの間に申込み（移転を伴うものを除きます。）があったもの</u> (3) 割引の適用 <u>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。この場合において、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</u> <u>イ 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内にアに規定するところにより割引対象サービス以外の品目等への変更があった後に割引対象サービスの品目等への再変更があった場合は、再変更があった日から再変更後の契約者回線の割引額の減額を適用するものとします。</u> <u>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</u> <u>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、料金表通則５（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</u> 4 当社は、<u>限定された期間内に申し込まれたＩＰ通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー５に係るＩＰ通信網契約の解除があった日から起算して１年未満の間に、メニュー５に係るＩＰ通信網契約の申込みを行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第３項の規定を適用しません。</u> （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13	4 削除 （メニュー５の設置に係る工事費の割引） 5 ～ （略） 13

新旧対照

旧

附 則（令和 5 年 3 月 31 日東経企営第 22－210 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 における提供の形態による細目がⅡ－2 型のものに関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。
利用料
(1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー 5 － 1 に係る もの	100Mb/sのもの	Ⅱ－2－1 型に係るもの	2,800円 (税込価格 3,080円)
		Ⅱ－2－2 型に係るもの	3,800円 (税込価格 4,180円)
メニュー 5 － 2 に係る もの	100Mb/sのもの	Ⅱ－2－1 型に係るもの	2,000円 (税込価格 2,200円)

(2) 情報量に応じた加算料
当社は、令和 6 年 4 月 1 日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません。
工事費
メニュー 5 の提供の形態による細目がⅡ－1 型のものに係る工事費の取扱いに準じます。
4 東経企営第 15－224 号（平成 28 年 2 月 29 日）の附則第 4 項を「4 削除」に改めます。

新

附 則（令和 5 年 3 月 31 日東経企営第 22－210 号）
（実施期日）
1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 削除

4 東経企営第 15－224 号（平成 28 年 2 月 29 日）の附則第 4 項を「4 削除」に改めます。

	附 則（令和 7 年 3 月 24 日東経営第 000200000531 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 5－1 及びメニュー 5－2 に係る提供形態による細目がⅡ－2 型（フレッツ 光ライト・フレッツ光ライトプラス）のものを終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの
--	---

新旧対照

旧	新
	料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他) 4 改正前のこの約款の附則中、この附則第2項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。